

総務教育常任委員会資料

(令和8年5月21日)

[件 名]

ページ

- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象拡大に基づく地域指定の申出について
【政策企画課】…2
- 首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の運営状況等について
【東京本部】…3
- ガソリンプラグインハイブリッド自動車に係る自動車税の課税誤りについて
【税務課】…5

令和の改新戦略本部

令和7年12月、原子力発電施設等立地地域の地域指定・振興計画決定に係る内閣府事務次官通達が改正され、立地地域の対象地域が「原発8～10km圏内（EPZ：防災対策を重点的に行う区域）」から、「原発30km圏内（UPZ：緊急防護措置準備区域）」に拡大されました。

本県においては、島根原発のUPZに米子市と境港市が含まれ、地域指定を受けることで、防災インフラ整備支援等の特例措置の対象となることから、島根県とも足並みを揃えながら、手続きを進めます。

1 特例措置適用までの手続き

(1) 地域指定

県知事は、関係市町村への意見聴取を行った上で、国へ地域指定の申出を行い、当該申出に基づき、原子力立地会議（内閣総理大臣ほか8大臣で構成）の審議を経て内閣総理大臣が地域指定を行う。

なお、原発立地県以外が地域指定の申出を行う場合、立地県知事の同意が必要である。

(2) 振興計画の決定

地域指定を受けた県は、振興計画の策定が必要であり、県知事は、関係市町村への意見聴取を行った上で、国へ提出する。振興計画は、原子力立地会議の審議を経て内閣総理大臣が決定する。

地域指定と同じく、振興計画を提出する前に、立地県知事の同意が必要である。

2 想定スケジュール（案）

令和9年度からの特例措置の適用に向けて、本年度内の「地域指定」、「振興計画の決定」を目指す。

令和8年5月	「地域指定」に係る調整・協議（米子市・境港市、島根県）
5月21日	<u>「地域指定」の申出についての議会説明（常任委員会報告）</u>
7月	米子市・境港市への意見聴取、島根県に同意を求める意見照会、地域指定の申出
9月	「振興計画」に係る調整・協議（米子市・境港市、島根県、関係省庁） <u>「振興計画」の提出についての議会説明（常任委員会報告）</u>
11月	米子市・境港市への意見聴取、島根県に同意を求める意見照会、振興計画の提出
令和9年4月～	特例措置の適用

3 地域指定の申出の記載概要（国の示す記載要領の項目に沿って、以下の内容を検討中）

○申出を行う地域 米子市、境港市

○指定を受ける地域の振興の基本的な方向

本県の総合戦略「輝く鳥取創造総合戦略」に基づき、移住・関係人口の拡大や産業振興、安心安全な地域づくり等に取り組むことで、当該地域の振興を図る。

○指定を受けるための諸要件の充足状況

- ・一体的に振興する地域であること → 原発が立地する松江市と同じ中海圏域に属しており一体的な地域
- ・発生電力量の合計（年間7千万kW時以上） → 島根原発2号機は約72億kW時/年
- ・工業集積度に関する条件（8以上でないこと） → 米子市・境港市ともに1前後

【参考：原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（原発特措法）の概要】

1 目的

原子力発電施設等の周辺の地域について、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図る。

2 特例措置の内容

(1) 防災インフラ整備への支援

【対 象】振興計画に基づき、住民生活の安全の確保に資する道路、港湾、漁港、消防施設、義務教育施設の整備

【支援内容】①国の補助率のかさ上げ（50%→55%）、②地方債への交付税措置（70%）
→地方負担は実質13.5%

(2) 企業投資・誘致への支援（不均一課税（減税）による税収減の補てん）

【対 象】製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業における設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税

【支援内容】地方公共団体が、事業者に地方税を減税した場合の減収分の一定割合（75%）を交付税で補填

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の運営状況等について

令和8年5月21日
東京本部

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の令和7年度の運営状況等について報告します。

1 令和7年度の運営状況等

(1) 来館者数 : 516,052 人 (対前年度比 116.0%) ・ 売上金額 : 399,986 千円 (同 114.2%)

【概況】

機をとらえたイベントの実施等と併せ、LINE 等 SNS を利用し前年以上に情報発信を行った結果、令和8年2月には平成26年9月の開館以来、来館者数が500万人を達成し、令和7年度に来館者数、売上金額(各店舗および合計)どちらも、過去最高を記録した。

【物販店舗】

○梨、カニ等旬の特産品フェア等を実施したほか、酒類の販売促進のため日本酒試飲機を導入した。

○毎月両県のおすすめ商品のPOP展開や「カニクレーンゲーム」等時節に応じた企画を実施した。

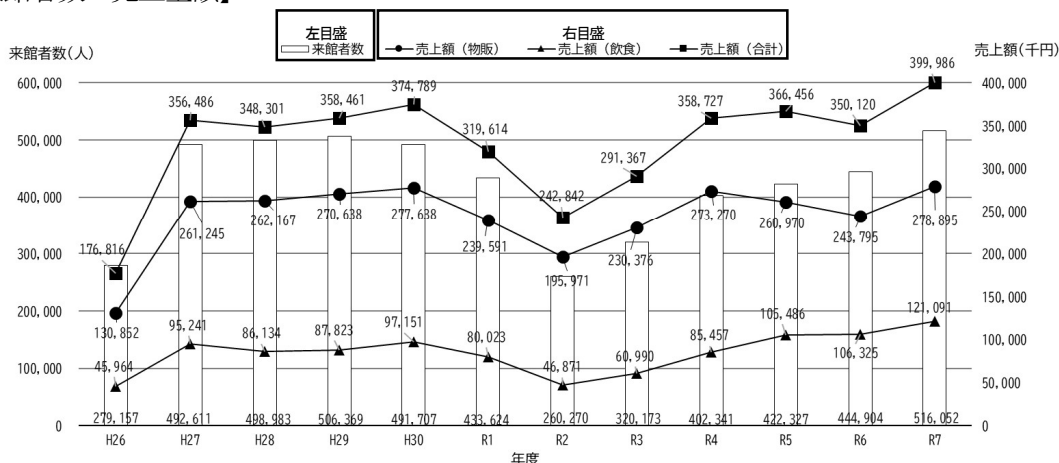
【飲食店舗】

○適時の特産品を使ったグルメフェアをはじめ、大阪・関西万博記念メニューやBSよしもとコラボメニューの提供等を実施した。

【その他】

○2階窓に照明付き屋外向け宣伝装飾を設置し、人通りの多い新橋駅や銀座方面からの、日中及び夜間のアンテナショップの視認性を高めた。

【年度別来館者数・売上金額】



(2) プロモーションゾーン・催事スペースの利用状況 [鳥取県分]

[1階プロモーションゾーン] 首都圏販売やインターネット販売に向けたチャレンジ、消費者からの反応が直接聞ける場として利用日数が増加し、持続的な出展により来館者の定期購入につながる事業者もでている。

[2階催事スペース] 県内事業者・市町村等によるPRイベント開催のほか、県人会・同窓会総会・移住相談会・料理教室・音楽イベント等の利用があった。また、12月に「とっとり・おかやま海の幸フェア」を実施し、カニ・カキの振る舞い等両県の冬の味覚をPRした。(カッコ内は令和6年度実績)

区分	利用日数	区分	利用日数
1階プロモーションゾーン	163日(98日)	2階催事スペース	132日(112日)

(3) 情報・相談コーナー利用件数 [鳥取県分]

(カッコ内は令和6年度実績)

情報コーナー			移住・しごと相談コーナー		
観光相談	その他情報収集	計	移住相談	就職相談	計
892件(647件)	37件(58件)	929件(705件)	223件(237件)	1817件(1983件)	2040件(2220件)

(4) オンライン多目的スペース利用状況 [鳥取県分]

1か月先までの空室確認や仮予約がオンラインでいつでもできる電子申請がスタートし、登録事業者や就職相談等の利用が増加した。(カッコ内は令和6年度実績)

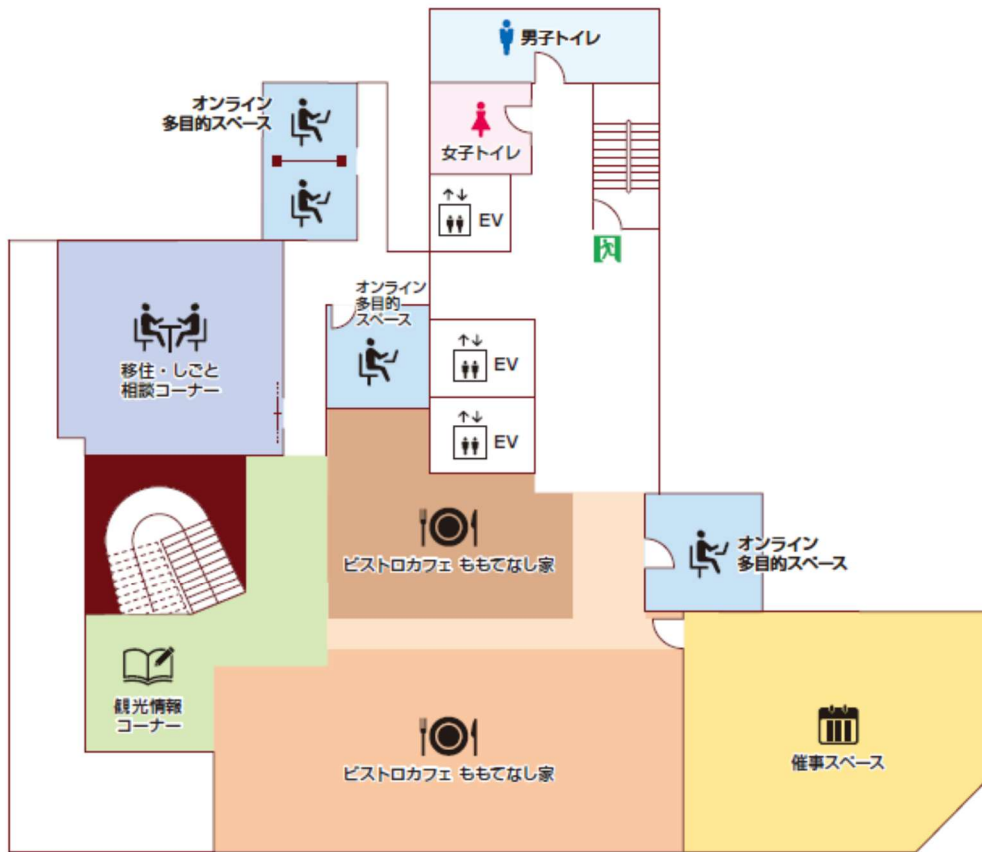
登録事業者・団体	県人会等	県・市町村等	移住・しごと個別相談	運営事業者商談等	計
40者(11者)	13件(6件)	66件(85件)	188件(117件)	632件(453件)	931件(687件)

2 首都圏等マスコミへの主な露出

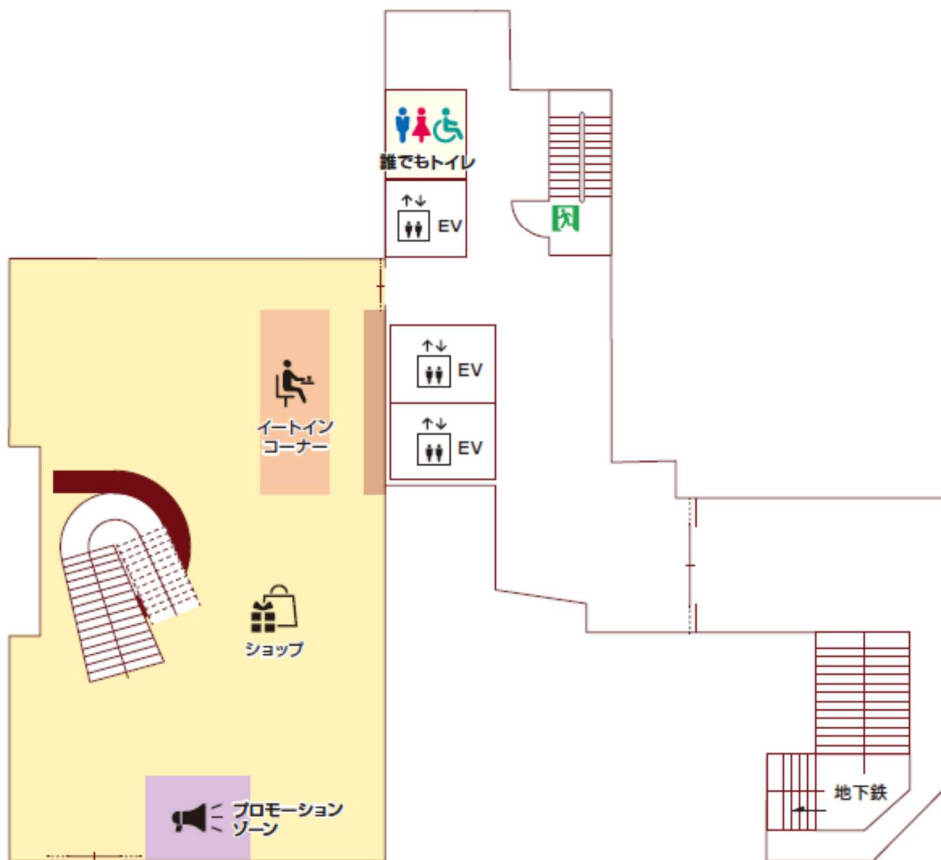
【令和7年度メディア露出 : 2,430件 (令和6年度2,093件)】

テレビ (TBS「Nスタ」、日本テレビ「ZIP!」等)、新聞 (日経、日本海等)、雑誌 (JTBパブリッシング、旅行読売出版社等)、ラジオ (J-WAVE FM、東京FM)、WEB (ORICONニュース、毎日新聞、PRタイムス等)

2F



1F



ガソリンプラグインハイブリッド自動車に係る自動車税の課税誤りについて

令和8年5月21日
税 務 課

この度、ガソリンを燃料とするプラグインハイブリッド自動車（以下「ガソリンプラグインハイブリッド自動車」という。）の一部に対する自動車税について、過大に課税していたことが判明しましたので、概要を報告します。今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じ、適切な課税を行ってまいります。

1 事案の概要

自動車税については、グリーン化特例により、初回新規登録から一定年数を経過した一定の自動車に対し、税率が重くなる「重課」が適用される（ガソリン自動車の場合、初回新規登録から13年を超えるものに対し、自動車税が概ね15%上乘せされる）。

一方、ガソリンプラグインハイブリッド自動車は重課の適用対象外であるにもかかわらず、初回新規登録から13年を超える当該自動車に対し、令和7年度及び令和8年度に課税した自動車税について、誤って重課が適用されていた。

2 影響台数・金額

・課税誤りの台数 延べ75台

内訳：令和7年度課税分 15台（平成23年度に初回新規登録されたもの）

令和8年度課税分 60台（平成23年度又は平成24年度に初回新規登録されたもの。
うち15台は令和7年度にも重課を適用していたもの。）

・過大に課税していた金額 442,500円

内訳：令和7年度課税分 88,500円

令和8年度課税分 354,000円

※1台当たり5,900円過大に課税（誤って課税していた税額45,400円、正しい税額39,500円）

3 判明の経緯

5月8日（金）午前9時頃、ガソリンプラグインハイブリッド自動車の所有者から東部県税事務所に対し、令和8年度の自動車税が重課になっているとの電話があり、事案が判明。

4 発生した原因

本県の税務システムの不備により、ガソリンプラグインハイブリッド自動車を誤って重課対象に区分しており、誤った税額で納税通知書が発行されたもの。

5 対応状況

- ・5月8日（金）から5月12日（火）にかけて、誤って重課を適用したガソリンプラグインハイブリッド自動車を特定した。
- ・5月12日（火）から該当する各納税者に電話等により事情説明と謝罪を行うとともに、後日、税額変更通知書等を発送した。
- ・納税者が既に納税済みの場合は、過大に課税していた金額を還付する。未納の場合は、上記の税額変更通知書に添付した正しい税額の納付書で納税いただくようお願いした。

6 再発防止策

税務システムを改修するとともに、納税通知書発送前にガソリンプラグインハイブリッド自動車の税額をチェックする。